

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図る。
内容	一定の廃棄物処理施設の設置者は、当該施設について、一定期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならないこととする。
関連条項	第8条の2の2、第15条の2の2
必要性	廃棄物処理施設については許可制度が採られており、施設の構造基準や維持管理基準に適合していなければならないが、許可の有効期限や更新手続がないため、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事等が定期的に確認する機会が設けられておらず、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止ができない場合がある。そのため、都道府県知事が一定の頻度で廃棄物処理施設の構造や維持管理をチェックする仕組みが必要である。
費用	
遵守費用	一定の廃棄物処理施設の設置者は定期的に検査を受ける必要があるが、現在でも多くの施設が立入検査として実質的な検査を受けており、負担が増加するものではない。
行政費用	一定期間ごとに施設の構造基準等に関する適合検査を行う費用が発生する。ただし、対象施設は告示・縦覧が必要な廃棄物処理施設に限定されており、かつ、従来立入検査として多くの都道府県において行われてきた検査内容と同等のものを想定しており、新たに過大な負担を課すものではない。
その他の費用	特になし。
便益	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図ることができる。

想定される代替案		
代替案①	廃棄物処理施設の設置許可制度において、許可に有効期限を設け更新制とする。	
	費用	
	遵守費用	更新許可の申請において必要となる申請書類等の取得費用、更新許可手数料等の費用が発生し、上記より多くの事務的負担が生じる。
	行政費用	許可期限ごとの更新許可の審査を行う費用が必要となり、上記よりも多くの行政負担が生じる。
	その他の費用	特になし。
便 益	廃棄物処理施設設置許可の更新制とした場合、廃棄物処理施設の構造基準等の適合性等についてより確実な確認が行われることとなるが、設置者及び行政の双方に上記のとおり多くの負担が生じる。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>廃棄物処理施設に対する住民の不信感はいまなお払拭されておらず、我が国の廃棄物を処理していく上での基幹設備として必要不可欠な廃棄物処理施設設置に対する信頼感を醸成していくことが急務である。このため、廃棄物処理施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図るため、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事等が定期的に確認する機会が必要であるが、許可更新制等を採ると設置者及び行政にとって多くの負担が発生する。ついては、都道府県知事が一定の頻度で廃棄物処理施設の構造や維持管理をチェックする仕組みとしては、定期検査を採ることが適当である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないよう、定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。</p>

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図るため、一定の廃棄物処理施設の設置者は、当該施設について、一定期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならないこととする。		
	関連条項	第8条の2の2、第15条の2の2	
想定される代替案	代替案① 廃棄物処理施設の設置許可制度において、許可に有効期限を設け更新制とする。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	一定の廃棄物処理施設の設置者は定期的に検査を受ける必要があるが、現在でも多くの施設が立入検査として実質的な検査を受けており、負担が増加するものではない。	更新許可の申請において必要となる申請書類等の取得費用、更新許可手数料等の費用が発生し、上記よりも多大な事務的負担が生じる。	
(行政費用)	一定期間ごとに施設の構造基準等に関する適合検査を行う費用が発生する。ただし、対象施設は告示・縦覧が必要な廃棄物処理施設に限定されており、かつ、従来立入検査として多くの都道府県において行われてきた検査内容と同等のものを想定しており、新たに過大な負担を課すものではない。	許可期限ごとの更新許可の審査を行う費用が必要となり、上記よりも多くの行政負担が生じる。	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図ることができる。	廃棄物処理施設設置許可の更新制とした場合、廃棄物処理施設の構造基準等の適合性等についてより確実な確認が行われることとなるが、設置者及び行政の双方に上記のとおり多くの負担が生じる。	
政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)	廃棄物処理施設に対する住民の不信感はいまなお払拭されておらず、我が国の廃棄物を処理していく上での基幹設備として必要不可欠な廃棄物処理施設設置に対する信頼感を醸成していくことが急務である。このため、廃棄物処理施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図るため、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事等が定期的に確認する機会が必要であるが、許可更新制等を採用と設置者及び行政にとって多くの負担が発生する。については、都道府県知事が一定の頻度で廃棄物処理施設の構造や維持管理をチェックする仕組みとしては、定期検査を採用することが適当である。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見書において「廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないよう、定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。		
備考			